



## 教室・講座

子育てに関する教室は5ページをご覧ください。



### 市民のための楽バソ♪講座

#### はじめてのデジカメ講座

- ▶内容 撮影の基本、パソコンへの取り込み、画像の管理、ピクチャーマネージャーを使った画像の加工
  - ▶対象 18歳以上で4日間の講座に出席可能な人
  - ▶期日 6月1日・4日・8日・11日の火・金曜日  
(全4回) / 午前9時30分～正午
  - ▶受講料 2,500円
  - ▶テキスト代 300円
  - ▶募集人員 14人
- ※応募多数の場合は抽選。応募者が4人未満の場合は開講しません。

#### 聴覚障害者向け講座「デジカメの画像を使ってカレンダーを作ってみよう」

- ※パソコンのOSはWindows XP、使用ソフトはoffice2003です。
- 内容 撮影したデジカメの画像をパソコンに取り込み、その画像を使ってのカレンダー作り
  - 対象 市内在住・在勤の聴覚障害者
  - 期日 6月3日・10日・17日・24日の木曜日  
(全4回) / 午前10時～正午
  - テキスト代 300円
  - 募集人員 8人 ※応募多数の場合は抽選。
  - 指導協力 生涯学習センターパソコンボランティアグループ「PC学びたい」、小郡手話の会

#### 【2講座共通事項】

- 条件 デジカメ(必須)と付属の専用ケーブル
- ※ケーブルをお持ちでない人は、応募の際にその旨を記してください。
- 会場 生涯学習センターパソコンルーム
  - 申込方法 ファクス・はがき・窓口のいずれかで、①希望講座名②住所③氏名④年齢⑤電話番号を記入の上、お申し込みください。
  - 申込締切 5月11日(火)必着
  - 申込・問い合わせ先 生涯学習課学習・文化係  
☎72-2111内線523 ファクス73-5222(〒838-0142 小郡市大板井1180-1)



### 「図書館へようこそ」講座

「図書館は利用したことあるけど、本の探し方がよくわからない」、「調べたいことがあるけど、どうしたらいいの?」そんな人のために、図書館利用の基礎講座を行います。バックヤードツアーへもご案内します!

- 日時 4月24日(土)/午後1時30分～3時30分
- 会場 市立図書館2階研修室
- 定員 15人
- 対象 図書館利用に興味がある一般成人の人
- 申込 電話もしくは図書館カウンターにて受付
- 問い合わせ先 市立図書館 ☎72-4319  
ファクス72-3501



### 健母の健康クッキング

小郡市健康を守る母の会では、毎年6月から3月にかけて、校区公民館等で食生活改善のための調理講習会を行っています。日程やテーマなどの詳細が決まり次第、広報お知らせ版で募集をしますのでご確認ください。みなさんの参加をお待ちしています。



- ◆小郡市健康を守る母の会(健母の会:けんぼのかい)とは  
小郡市で実施される食生活改善推進教室を卒業し、地域のみなさんの食生活改善に向けたボランティア活動を行う食生活改善推進員のグループです。各校区に会員がおり、「ヘルスメイト」と書かれたピンクのエプロン姿で活動をしています。
- 問い合わせ先 健康を守る母の会 食の啓発コーナー(あすてらす内)☎72-6666内線140

## 学生の皆さん

20歳になったら、学生でも国民年金に加入し保険料納付の義務が生じます。「学生納付特例制度」は、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この制度の手続きは、市役所国保年金課で簡単にできます。

### 国民年金保険料の「学生納付特例」の申請をお忘れなく!

#### (1) 対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する20歳以上の学生であって、本人の前年の所得が一定額以下の方。なお、学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校、海外の学校は対象外になります。

#### (2) 申請は毎年度必要です。(ただし昨年度申請された方は3月末に郵送のはがきにて継続申請が出来ます)

平成21年度中に学生納付特例の承認を受けていた人でも、3月までで切れますので、年度が変わると再度申請が必要です。

※窓口で申請する場合、平成23年4月まで申請できます。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前日に不慮の事故や病気で障害者(1・2級)になった場合、障害者基礎年金を受け取ることができないケースがありますので、ご注意ください。

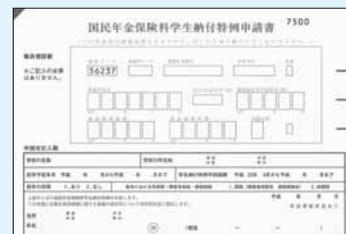
#### (3) 手続きに必要なもの

- ①学生証(コピー可)または在学証明書
- ②家族等の代理申請の場合は認印
- ③年金手帳

#### (4) 保険料への加算金

学生納付特例期間については、10年以内であれば追納できますが、3年度目以降の納付の場合、当時の保険料に加算金がつきます。

- 問い合わせ先 市国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線423・427 久留米年金事務所 ☎33-6206



▲郵送される継続申請はがき